近江八幡市上水道重要管路更新事業(その1) 要求水準書(案)

令和5年12月 近江八幡市水道事業所

目 次

用	語の定義	1
1.	一般事項	2
	1-1 計画概要	2
	1-2 事業期間とスケジュール	2
	1-3 民間事業者の業務範囲	3
	1-4 市の業務範囲	4
2.	本基幹管路に関する要求水準	5
	2-1 本基幹管路に関する基本事項	5
	2-2 特殊工事箇所に関する基本事項	7
3.	設計・施工業務に関する要件	9
	3-1 設計・施工業務に関する基本的事項	9
	3-2 調査業務に関する基本的事項	9
	3-3 実施設計に関する基本的事項	10
	3-4 施工	.11
	3-5 施工管理	12
	3-6 工事検査	16
4.	各種試験·検査	17
	4-1 試験・検査	17
	4-2 水圧試験	18
5.	関係法令・基準等	19
	5-1 関係法令等	19
	5-2 準拠基準等	19
要:	求水準書 資料集	21

用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1)「本事業」とは、近江八幡市上水道重要管路更新事業(その1)をいう。
- (2)「技術提案書等」とは、本事業の公募の募集要項により提出される技術提案書、参考見積書をいう。
- (3)「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定され、契約締結を経た単体企業又は共同企業体をいう。
- (4)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者 の行為その他自然的又は人為的な現象のうち、市及び民間事業者のいずれの責めにも帰 すことのできない事由を意味する。
- (5)「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- (6)「本基幹管路」とは、本市の基幹管路のうち、本事業で更新を進める基-1、基-2路線 を指す。
- (7)「事業用地」とは、上出配水池等の水道施設敷地内や、独立水管橋築造等のための橋台築 造用地等の、道路敷地外の用地をいう。

1. 一般事項

近江八幡市上水道重要管路更新事業(その1)要求水準書(以下「要求水準書」という。) は、近江八幡市水道事業所(以下「市」という。)が近江八幡市上水道重要管路更新事業(その1)(以下「本事業」という。)を実施するに当たって、市の要求する水準を示すものである。 本事業の実施に当たり市は、民間事業者の創意工夫によって効率的な手法や管理が実現されるよう、性能規定型、複数年契約による設計・施工一括発注によりこの事業を進めることとした。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任においてすべて完備及び遂行すること。

1-1 計画概要

本事業は、設計・建設工事一括発注 (DB; Design:設計、Build:施工) 方式により実施する。

本事業の設計・施工業務は、民間事業者単独又は民間事業者が設立する共同企業体が行うこと。

1-2 事業期間とスケジュール

本事業の事業期間、及びスケジュールは以下のとおりである。本市の基幹管路のうち、本事業で更新を行う基-1、及び基-2路線(以下「本基幹管路」という。)の建設を請け負う民間事業者は、本基幹管路の設計・施工が市の指示する工期内で終わるように計画を立てること。

1-2-1 事業期間

事業期間は、契約締結日から令和9年9月末までとする。

1-2-2 スケジュール

- (2) 本基幹管路設計・施工着手・・・・・・・・ 令和6年10月頃
- (3) 施工完了(管路) · · · · · · · · · · · · · 令和9年5月頃
- (5) 本基幹管路の供用開始・・・・・・・・・・・・・ 令和9年8月頃

1-3 民間事業者の業務範囲

1-3-1 本基幹管路の設計・施工業務

民間事業者は、市と締結する設計・建設工事一括契約に基づき、本基幹管路の設計・施工 業務を行うこと。

施工については、土木・配管工事及びその関連工事を行うこと。さらに、本基幹管路の整備等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその関連業務、道路・河川占用申請等の手続きに対する協力及び書類整備等並びに本基幹管路の通水試験を行うこと。

また、民間事業者は、施工に当たり、近江八幡市内に本社・本店、支社・支店、営業所等 を有する企業(以下「地元企業」という。)が対応可能な工事については、地元企業の活用に 配慮すること。

なお、本基幹管路は、厚生労働省「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象施設であることを想定しているので、民間事業者は、当該交付金交付要綱等に適合するように設計・施工を行うこと。なお、令和6年度以降に予定されている、水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管の動向に従い、移管後は、前文の省庁名及び交付金等の名称を、移管後のものに読み替えること。

(以下、移管後に読み替えるものを含め「生活基盤施設耐震化等交付金等」という。) 本基幹管路の設計・施工にかかる詳細については、「3. 設計・施工業務に関する要件」を 参照のこと。

1-3-2 調査業務

民間事業者は、基幹管路整備に必要となる調査業務(測量業務、地質調査業務、試掘業務)を行うこと。調査業務に当たっては、必要となる道路使用、河川区域の一時占用等の各種手続きに対する協力を行うこと。

1-3-3 その他付帯業務

(1) 施設見学者対応

本事業に対する見学対応は市が行うが、民間事業者は必要な協力を行うこと。

(2) 地元協議会等への参加等

本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議・調整を行う協議会等(地元住民等、市、民間事業者等関係者によって構成。)が組織された場合はこれに参加し、必要な役割を担うこと。また、設計・施工期間を通じて周辺住民からの意見や苦情に対しては真摯に対応するものとし、初期対応によって解決しない案件に関しては速やかに市へ報告を行うとともに、市の対応への協力を行うこと。

(3) 外部モニタリングへの協力及び結果に基づく改善

本事業に関しては、要求水準に対する各業務の履行状況等について、外部委託によるモニタリングを行う予定である。民間事業者は、市及び外部モニタリング企業への協力を行うとともに、必要となる各種報告や外部モニタリング結果に伴う各種改善への対応を行うこと。

(4) 事業期間中及び期間後の協力

事業期間中及び期間後において民間事業者は、可能な限り市が行う生活基盤施設耐震化等 交付金等への会計検査対応に要する資料作成・整理への協力を行うこと。

また、生活基盤施設耐震化等交付金等の申請や精算に必要となる、出来高図面や数量計算書の作成や積算作業等への協力を行うこと。

1-4 市の業務範囲

発注者たる市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1-4-1 事前業務

(1) 事業用地の確保

市は、本事業を実施するための事業用地を確保するものとする。

(2) 各種占用申請等

市は、本事業を実施する上で必要となる道路、河川等に対する占用申請等を行うものとする。なお、民間事業者は、必要な協力を行うこと。

1-4-2 本基幹管路の設計・施工にかかる業務

(1) 交付金の申請

市は、本基幹管路の整備にかかる生活基盤施設耐震化等交付金等の申請手続き等を含む行政手続き等への対応を行うものとする。

(2) 事業対価の支払い

市は、別途定める契約書に基づき、事業対価を民間事業者へ支払うものとする。

(3) 本事業の設計・施工状況のモニタリング

市は、施設の設計期間、建設期間を通じ、本事業の設計・施工状況のモニタリングを行うものとする。

(4) 住民対応

市は、本基幹管路の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応のうち、民間事業者が行う初期対応によって、解決しない案件への対応を行うものとする。

2. 本基幹管路に関する要求水準

2-1 本基幹管路に関する基本事項

2-1-1 本基幹管路の位置づけ

本基幹管路は、近江八幡市水道事業の基幹管路のうち、上出配水池を起点とする安土配水本管と上出路線を更新することで耐震化を行うとともに、本事業の安定供給に資するものである。

2-1-2 耐震性能

本基幹管路は、重要給水施設管路としての機能を備える必要があるため、耐震管として整備すること。また、耐震計算等の検討は、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版 日本水道協会」の定めに準拠し、ランクA-1施設として扱うこと。

2-1-3 既設管の扱い

更新対象となる既設管は、原則として本事業により撤去を行うこと。ただし、既設管に対して本基幹管路のルートが変更となる(布設する道路が異なる)等の場合において、本事業後にも既設管を当面使用することが妥当と判断する場合においては、この限りではない。

2-1-4 分岐管及び給水接続の扱い

本基幹管路から分岐する配水支管、及び給水管に対する既設接続までの工事は、本事業の対象とする。

2-1-5 断水工事及び仮設管の布設について

本基幹管路の整備に当たっては、原則として断水工事は行わない。新旧配管の接続部は不断水工法により施工し、道路内での開削工事区間については、他事業のものを含む既設管等をかわした位置に本基幹管路を整備することを原則とする。

ただし、「2-2-1 特殊工事箇所の定義」に示す箇所のうち、JR琵琶湖線の横断箇所等、仮設管を置くことが妥当である区間については、これを行ってもよい。

2-1-6 作業日及び作業時間

作業日は、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末・年始を除いた日とし、休日に作業が発生する場合は休日作業届を市に提出すること。

作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとすること。なお、この場合、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業又は騒音・振動を発するおそれの少ない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、事前に市へ作業日・作業時間を報告すること。

また、社会状況の変化などによって、市の指示により作業日時を変更する場合がある。

2-1-7 路線位置図

本基幹管路(基-1路線、基-2路線)の位置を、「【資料1】: 本基幹管路の概要を示す図面」に示す。

2-1-8 口径・管種・延長

本基幹管路の口径・管種(特殊工事箇所は別途検討すること)・延長を、下表に示す。 なお、分岐管は、原則として管種をDCIP-GXとし、口径は既設管と同口径とする。

ダクタイル鋳鉄管についてはポリエチレンスリーブを施工すること。なお、これらの施工 に当たっては、ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書(日本ダクタイル鉄管協 会)によること。

表 1 本基幹管路の口径・管種・延長

記号	重要給水施設	口径 (mm)	管種	延長(m)
基-1	安土小学校	φ 300~ φ 150	DCIP-GX	約 4, 190
基-2	老蘇小学校・老蘇コミュニティセンター	φ 200~ φ 150	DCIP-GX	約 740

2-1-9 設計水圧

本基幹管路における設計水圧は、次のとおりとする。

- ·最大静水圧 0.74Mpa
- 水撃圧 0.55Mpa

2-2 特殊工事箇所に関する基本事項

2-2-1 特殊工事箇所の定義

特殊工事箇所とは、道路内における開削工事区間を除く、河川、JR、国道等の横断等を 行うに当たり、水管橋の整備や非開削工法の採用を要する工事箇所を指す。

2-2-2 特殊工事箇所位置図

特殊工事箇所の位置を、下図に示す。

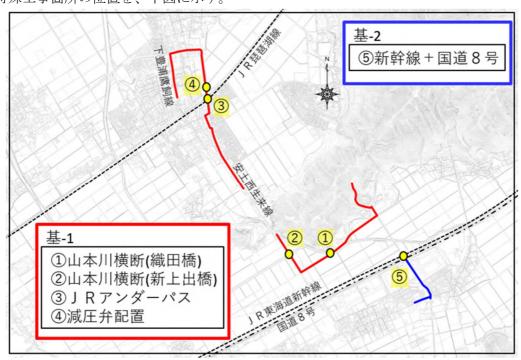


図 1 特殊工事箇所の位置図

2-2-3 特殊工事箇所の概要(募集要項において修正版を示す予定。)

特殊工事箇所と基本設計における採用工法を、下表に示す。なお、民間事業者が新技術の採用等を提案することによって、基本設計とは異なる工法を採用することは妨げない。

		1194		
記号	口径 (mm)	支障物等	基本設計における 採用工法	占用権者等の関係機関
1)	φ 250	1級河川山本川 (織田橋)	独立水管橋	東近江土木事務所(河川) 市(市道)
2	φ 250	1級河川山本川 (新上出橋)	独立水管橋	東近江土木事務所(河川・県道)
3	φ 250	JR琵琶湖線	管更生工事	西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部 東近江土木事務所(自転車道)
4	φ 250	_	減圧弁及び室の更新	市(市道)
(5)	φ 200	新幹線 国道8号	推進工事	東海旅客鉄道株式会社 国土交通省彦根維持出張所

表 2 特殊工事箇所の概要

[※]記号は、「図1 特殊工事箇所の位置図」と対比して参照のこと。

2-2-4 減圧弁の減圧能力

更新する減圧弁に対する参考として、既設減圧弁の仕様を下表に示す。本事業においては、耐震性を確保の上、既設同等以上のものに更新すること。

表 3 既設減圧弁の仕様

項目	仕様
口径	φ 250mm
形式	オート弁
入口圧力	0. 65Mpa
出口圧力	0. 50Mpa
製造会社	森田鉄工所株式会社
型式番号	MRF-100
付帯設備	・減圧弁室 RC造 W1.5m×L3.1m×H1.6m
	・ストレーナ φ 250
	・バイパス管 φ250

3. 設計・施工業務に関する要件

3-1 設計・施工業務に関する基本的事項

3-1-1 設計・施工業務の構成

設計・施工業務は、本基幹管路に対する実施設計、測量・地質調査等の調査業務、準備工事から通水試験・引渡しに至るまでの工程より構成する。

また、設計・施工業務は、事業対象全体に対しての施工性や交通への影響等を考慮して、 工区を設定して、順次工区毎に進めてよい。

3-1-2 施工時のユーティリティ

本基幹管路の施工時に必要となる現場事務所、動力及び用水の仮設工事、維持管理、使用料等を含むユーティリティについては、民間事業者が自ら確保すること。なお、確保及び使用に要する費用は民間事業者の負担とする。

3-1-3 市の各種指針への準拠

本事業を進めるに当たっては、後段に「5. 関係法令・基準等」を示すが、特に下記の市の 各種指針等について留意の上、設計・施工を行うこと。

- (1) 近江八幡市上水道配水管等設計業務委託標準仕様書 令和 4 年 10 月
- (2) 近江八幡市水道工事特記仕様書 令和4年6月
- (3) 近江八幡市給水装置工事等設計施工指針 令和5年4月

3-2 調査業務に関する基本的事項

3-2-1 調査業務の位置

【資料2】調査業務の位置図に示す。

3-2-3 調査業務の予定数量

調査業務の予定数量を下表に示す。

表 4 調査業務の予定数量

○測量調査

項目	細目	数量	Ē	備考
基準点測量	4級	98	点	4900m÷50m
現地測量	1/500	0.08	km2	$(4.2 \text{km} + 0.7 \text{km}) \times 0.015 \text{km}$
用地測量				水管橋下部設置範囲
復元測量		0.16	ha	
補助基準点の設置		0.16	ha	
用地境界仮杭設置		0.16	ha	
境界点間測量		0.16	ha	
面積計算		0.16	ha	
用地実測図原図作成		0.16	ha	
用地平面図作成		0.16	ha	
用地境界確定協議		0.3	km	管理者との協議、横断図作成、依頼書作成、協議書作成

○地質調査(1箇所あたり)

※計4箇所(山本川右岸・左岸×2箇所)

	<u> </u>			
項目	細目	数量	ł	備考
ノンコアボーリング	φ 66mm, 粘性土・シルト	5	m	標準貫入試験
	φ 66mm, 砂・砂質土	1	m	II
	φ 66mm, 礫混じり土砂	13	m	JI
	φ116mm, 粘性土・シルト	3	m	サンプリング
	φ 116mm, 砂・砂質土	1	m	II
	φ 116mm, 礫混じり土砂	6	m	11
サンプリング	トリプルサンプリング	1	本	
標準貫入試験	粘性土・シルト	5	П	
	砂・砂質土	1	П	
	礫混じり土砂	13	п	
土粒子の密度試験		1	試料	
土の含水比試験		1	試料	
土の粒度試験	沈降分析	1	試料	
土の湿潤密度試験		1	試料	
三軸圧縮試験	CU試験	1	試料	

3-3 実施設計に関する基本的事項

民間事業者は、事業スケジュールに遅滞が発生することがないよう、本契約後速やかに実施 設計に着手すること。

なお、実施設計は、本要求水準書及び応募者として作成した技術提案書等(以下「技術提案 書等」という。)に基づき行うこと。

また、民間事業者は、実施設計図書について外部委託モニタリングを含む市の承認(以下、「市等による承認」という。)を受けた後、本基幹管路の施工を開始すること。特許権等の実施権及び使用権等の取扱い、著作権の利用等については契約書の定めに従うこと。

なお、市等による承認は、実施設計図書が本要求水準書等を満足しているか否かに関して行 うものであり、性能未達に至った場合に民間事業者が免責されるものではない。

3-3-1 設計の手順

- (1) 民間事業者は、実施設計図書として市に提出するすべての図書の一覧を3部作成し、承認を受けること。
- (2) 市は、実施設計図書を承認した場合には、その旨を記載した通知とともにこれを民間事業者に返却する。また、提出された実施設計図書について、それが技術提案書等の趣旨に反している場合は、これを理由として、修正の要求を行うことができる。

- (3) 市に提出した実施設計図書について、市から修正要求が行われた場合、民間事業者は、その内容を協議・修正して再提出すること。
- (4) 民間事業者は、実施設計の完了後、実施設計図書を市に3部提出すること。
- (5) 市は、既に承認した書類についても、工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更を 申し出ることができるものとする。
- (6) 市による上記図書の承認は、民間事業者の責任を何ら軽減若しくは免除させるものではない。
- (7) 市による実施設計図書の承認は、段階的に行うことも可能とする。
- (8) 市は、提出された修正後の実施設計図書について、それが本基幹管路の要件を満たさないこと、技術提案書等に反していること、又は本基幹管路の設計及び布設工事の適正な実務慣行に従っていない場合は、再修正の要求を行うことができる。
- (9) 市より再修正の要求があった場合、民間事業者はかかる書類を改訂して再提出すること。
- (10) 各号の承認手続を経た実施設計図書(修正後及び再修正後のものを含む)は、2 部を市が保管し、1 部は民間事業者に返還され、現場事務所等に備え置くものとする。
- (11) 実施設計期間中(修正及び再修正期間を含む)、民間事業者は、原則として月1回、設計工程、設計方針等について協議検討するための工程会議を行い、実施設計(修正及び再修正を含む)を円滑に推進していくこと。

3-3-2 現地調査

民間事業者は、実施設計への着手に当たり、本基幹管路及び関連範囲を対象とした現地調査を行うこと。現地調査においては、地形、架空を含む既設物、施工ヤード等の確認を行うとともに、道路幅や形態の変化ごとに主要な道路横断箇所を抽出して、テープ等を用いた簡易計測を行って、実施設計に用いる横断面図を作成すること。

3-3-3 各工事積算内訳書の作成

民間事業者は、実施設計に対して公的積算基準(水道事業実務必携、国土交通省土木工事積算基準等)に基づく工種と単価を積み上げた上で、工事積算内訳書を作成し、市に提出すること。書式等については、市と協議して定める。なお、実施設計に対する修正及び再修正を行う場合は、工事積算内訳書の修正及び再修正も行うこと。

3-4 施工

3-4-1 工事の開始

民間事業者は、実施設計図書、設計計算書及び必要な施工図等について市の承認を得た 後、本基幹管路の施工等を行うこと。

また、工事の開始前までに、民間事業者は、施工手順や体制を示した書類等必要な書類を市に提出し、その承認を受けること。なお、この書類のうち、工事の開始前に提出すること

が難しい書類等については、工事開始後の適切な時点でこれを提出すること。また、工事開始後に修正が必要となった場合には、適宜、書類の修正を行うこと。

3-4-2 責任設計·施工

本基幹管路の能力及び性能は、すべて民間事業者の責任設計・施工により確保すること。 民間事業者は、本要求水準書等に明示されていない事項であっても、本基幹管路の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で設計・施工するものとする。

3-4-3 施工前の許認可

本基幹管路の施工に当たって民間事業者が取得する必要がある許認可については、民間事業者の責任と負担においてすべて取得すること。ただし、取得に際しては、市も協力するものとする。

3-4-4 材料及び機器

仮設工事(仮設配管を除く)で使用するものを除く使用材料は、原則としてそれぞれの用途に適合する JIS・JWWA 規格品新品とすること。なお、市が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

3-4-5 完成図書

民間事業者は、本基幹管路の完成に際し、【資料3】に示す完成時の提出書類、工事完成図書を作成し、市に提出して承認を受けること。

また、維持管理用並びに説明用としての CAD 図データ及び PDF データも提出すること。

3-4-6 施工計画書の提出

民間事業者は、本工事の施工に当たり、品質管理、施工手順を含む工程管理、安全・衛生管理、各種検査事項と時期等を明記した施工計画書を作成し、工事に入る前に市に提出して承認を受けること。

3-5 施工管理

3-5-1 仮設計画等

- (1) 民間事業者は、工事の開始前に、現場事務所の確保、施工ヤードの迂回路確保、交通誘導員の配置、及び必要に応じて仮囲いの設置等を整理した仮設計画書を市に提出し、承認を得ること。
- (2) 事業用地内に仮設物を設ける場合は、事前に仮設物設置計画書を提出し、市の承認を受けること。
- (3) 工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため、必要に応じ、事業 用地の周囲に仮囲い等を施工すること。

- (4) 民間事業者は、施工期間中、市内に用地を確保の上、現場事務所を設置し、現場代理人が布設工事の進行管理等を行うとともに地元住民等の要望・苦情等の受付を行うこと。
- (5) 民間事業者は、段階的に進める各区間の工事前に周辺の給水や交通に影響のある範囲を 市と協議の上で定め、工事の期間や時間帯、予想される影響と対処方法、問合せ窓口を 明記したビラを作成し、住民等各戸にポスティングを行うこと。

3-5-2 整地

- (1) 工事に必要な整地及び使用した範囲の土地の整地は、民間事業者にて行うこと。
- (2) 工事用仮設物は工事完成までに市の指示により撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地ならし等を行うこと。その際の残土処分については民間事業者の責任により適正に行うこと。

3-5-3 現場代理人等

- (1) 民間事業者は、原則として現場代理人(監督責任者)を現場に常駐させ、工事に関するすべての業務を処理させること。また、現場の安全管理に当たらせること。
- (2) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者は、あらかじめ経歴書を提出し、市の承諾を得ること。
- (3) 主任技術者及び監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者とし、本工事に専任させること。

3-5-4 下請負人

- (1) 工事に参加するすべての下請事業者及び下請製造者は、市の承諾を受けなければならない。
- (2) 工事進行中にあっても、市が下請事業者として不適当であると認めた場合には、必要な措置を求めることがある。
- (3) 本事業の契約により、いかなる場合も市と下請事業者との間に契約関係を生じないものとする。

3-5-5 工程会議

工事期間中、民間事業者は市立会いの下に、原則として月1回、特に議題がある場合は随時、工事工程や施工計画等について協議検討するための工程会議を行うこと。加えて、週1回の報告を行い、工事を円滑に推進していくこと。

3-5-6 安全衛生管理

民間事業者は、本基幹管路の施工期間中、その責任において労働安全に留意し、危険防止 対策を実施するとともに、法令に基づき作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の防止 に最大限努めること。

3-5-7 災害の防止

- (1) 民間事業者は、工事中の各種災害の防止に必要な措置を講じること。また、労働者の管理について全責任を負うこと。
- (2) 関係法規に従い、工事中の危険防止対策及び安全衛生対策を十分行うとともに、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないよう最大限努めること。

3-5-8 保安・災害等への対応

- (1) 民間事業者は、引渡しを終えるまでの期間における火災、水害、その他のすべての損害 に対して、工事現場及びこれに付随する財産や人員を保護する責任を負うこと。このた め、民間事業者は市が指示する期間中、適切な仮囲い、照明、分煙その他の危険防止設 備を設置すること。
- (2) 市は、明らかに市の責に帰する場合を除き、破損、破壊、不正、盗難、紛失に対して責任を負わない。
- (3) 民間事業者は、火災、暴風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を常に整えておくこと。

3-5-9 環境基準等の遵守

- (1) 工事中発生する粉じん、騒音、振動、低周波空気振動、水質汚濁、悪臭、その他の公害の発生については、関連法規を遵守するとともに、市の指示に従い、十分防止するように努めること。
- (2) 建設機械を使用するに当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」 (平成9年、建設省告示第1536号) に準じること。
- (3) 本工事に起因し、一時的に発生する電波障害については、民間事業者の責任において必要な対策を行うこと。

3-5-10 周辺環境への配慮

- (1) 民間事業者は、布設工事の実施に当たり、事業用地の地形及び地質を十分考慮し、環境の保全に十分配慮すること。
- (2) 工事期間中に発生する建設廃棄物は、適切に処理、処分又はリサイクルすること。また、掘削土砂については、土砂の性質を確認の上、原則として埋戻材として再利用することとし(管廻りを除く)、掘削及び運搬時における粉じん等の飛散や悪臭防止対策を講じること。それでもなお生じた残土は自由処分としてよいが、処分先を明らかにし、市へ報告を行うこと。
- (3) 工事の実施に伴う周辺への騒音、振動及び地盤沈下等の公害防止のため、低騒音、低振動及び地盤沈下を防止する工法を採用すること。また、工事機械についても低騒音及び低振動の機材を積極的に使用すること。

(4) 工事現場周辺での工事車両による事故及び交通渋滞の防止のため、原則として交通誘導員を配置すること。

3-5-11 障害物

障害となる地中障害物(廃止管等の不要物)がある場合は、民間事業者の負担により適切に処置すること。ただし、予見できない大型の地中障害物については、発見された時点で協議を行うものとする。

3-5-12 建設廃棄物等の取扱い

本基幹管路の建設に伴って発生する建設廃棄物等は、廃棄物処理法、建設リサイクル法、 滋賀県産業廃棄物税条例その他関係法令、関連ガイドライン等を遵守し適正に処理又は処分 すること。

3-5-13 建設副産物の再生資源化等

- (1) 建設発生土は極力本工事の中で再利用することとし、仮置きする場合には飛散・流出対策を講じること。
- (2) 搬出する際には、荷台をシートで覆う等、飛散防止に適切な措置を講じること。
- (3) 発生した建設副産物の分別を徹底し、「建設工事にかかる再資源化等に関する法律」に基づき、廃棄物の再利用・再資源化に努めること。
- (4) 再利用・再資源化に努めてもやむを得ず発生する建設廃棄物については、廃棄物処理 法、建設リサイクル法、建設廃棄物処理ガイドライン等に基づき、民間事業者の責任に おいて適正に処理すること。また、滋賀県内においては、滋賀県産業廃棄物税条例に基 づく産業廃棄物税を負担すること。なお、滋賀県外においては当該自治体に産業廃棄物 税に関する条例がある場合は、当該条例に従うこと。

3-5-14 復旧等

民間事業者は、一般道及び施工ヤード内外における設備等の損傷防止及び汚染防止に努め、損傷又は汚染等が生じた場合には、直ちに市に報告し、対応を行うとともに市に復旧計画書を提出し、その承認を得た上で、民間事業者の負担により、当該損傷又は汚染等を速やかに復旧すること。また、配管工事の掘削に伴って取壊しを行う道路舗装は、「近江八幡市道路の掘削及び復旧要綱」に従って、仮復旧及び本復旧(白線等を含む)を行うこと。

3-5-15 他工事請負事業者との協調

- (1) 民間事業者は、本事業における別途契約にかかる事業者等がある場合には、十分に協議し、相互に協力し現場管理に当たること。
- (2) 工事施工に際して、別途契約の工事との取合いとなる場合は、相互に協調し合い、工事の進行に支障を来さないようにすること。

3-5-16 地元との協定書

市又は民間事業者が地元等との間で協定書等(進入経路・作業時間・騒音他)を締結した 場合には、これを遵守すること。

3-5-17 地元雇用及び発注等

民間事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達、業務委託の発注を行うほか、近江八幡市内在住者の雇用を積極的に行うこと。また、労働者の安全と健康の確保について考慮した上で、可能な範囲で男女雇用機会均等に配慮し、子育て中の従業者の労働環境へも配慮すること。

3-6 工事検査

民間事業者は、本基幹管路が技術提案書等及び本要求水準書に適合するよう工事の質の向上 に努め、市の行う工事監督に必要な書類等の提出を行うとともに市に対する工事施工の事前説 明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。

3-6-1 検査内容

民間事業者は、工事着工までに本基幹管路の布設工事の検査に関する検査要領書を市に提出して承認を受けること。検査要領書に定められる検査の項目は、以下のとおりである。市は、民間事業者の業務が実施設計図書にのっとり遂行されているかどうかを把握するため、各種検査結果等の確認等を行うとともに、必要に応じて各種検査等への立会いを行うものとする。

- (1) 材料検査
- (2) 施工検査
- (3) 工場検査
- (4) 完成検査

4. 各種試験・検査

4-1 試験·検査

材料検査、工場検査、水圧試験等の各種の試験及び検査等については、施工計画書中にその 実施スケジュール等を明示するものとする。

市は、各種試験及び検査結果等が設計図書に示す基準に達しなかった場合、民間事業者に改修を指示することができる。

ただし、市による各種試験及び検査結果等の確認等は、民間事業者の責任を何ら軽減させ、 又は免除させるものではない。

また、検査に際し、事前に市が申請を行うべきものは市が行うが、民間事業者は必要な協力を行うこと。また、申請費用を含む法定検査費用、改善指示に伴う費用は民間事業者が負担すること。

4-1-1 設計・施工業務の構成

市は、監督員を定め、次の管理及び検査を行うものとする。

- ・ 設計図書に基づく工程の管理、立会い
- ・ 工事材料の試験又は検査(確認を含む。)
- ・ 工事の施工状況の管理

上記の管理及び検査等は、基本的に現場代理人からの報告の確認をもって行うものとする が、民間事業者へ事前指示をした上で、現地(工場等を含む。)にて立会いを行うこともあ る。

また、市は必要に応じて民間事業者に対して協議を申し出ることができ、民間事業者はこれに応じなければならない。

4-1-2 検査員による検査

市は、検査員を定め、次に示す完成検査、随時検査及び部分検査を行うものとする。

- ・ 完成検査は、工事が完了し、民間事業者から完成届の提出があったときに行うものとする。
- ・ 随時検査は、完成後検査し難い部分がある場合、その他契約の適正な履行を確保するために必要がある場合は、工事の施工途中において随時行うものとする。
- ・ 部分検査は、完成検査の以前に諸条件により部分使用しなければならない場合に、民間 事業者の承諾を得て行うものとする。

4-2 水圧試験

4-2-1 不断水連絡工

不断水連絡工により割 T 字管を取り付けた後には水圧試験を行い、これに合格すること。 試験水圧は 1.0 MPa とし、3 分以上保持すること。

4-2-2 配水管

完工した配管には、試験水圧 0.8MPa により 24 時間以上かけて漏水の有無を確認し、合格した後でなければ接続してはならない。なお、仮設配管の場合は 0.8MPa により 12 時間以上とする。

4-2-3 給水管

給水管に関する水圧試験は、給水管を露出した状態で 1.0Mpa にて 15 分間以上保持させてチャート紙に記録し、道路部埋設深及び全体が分かるよう撮影した写真とともに完成図書に添付すること。

5. 関係法令·基準等

設計・施工業務に関しては、下記に示すもののほか、本事業に関連する関係法令、規則、規格、基準等(最新版に準拠)を遵守すること。

5-1 関係法令等

- (1) 水道法
- (2) 河川法
- (3) 建設業法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 労働者災害補償保険法
- (6) 作業環境測定法
- (7) 製造物責任法 (PL法)
- (8) 滋賀県産業廃棄物税条例
- (9) 近江八幡市環境基本条例
- (10) 近江八幡市情報公開条例
- (11) その他関係法令、条例等

5-2 準拠基準等

- (1) 水道工事標準仕様書土木工事編(日本水道協会)
- (2) 水道工事標準仕様書設備工事編(日本水道協会)
- (3) 水道施設設計指針(日本水道協会)
- (4) 水道施設耐震工法指針(日本水道協会)
- (5) 水道維持管理指針(日本水道協会)
- (6) 上水道施設に係わる CAD 製図基準(案) (日本水道協会)
- (7) 一般土木工事等共通仕様書(滋賀県)
- (8) 一般土木工事等共通仕様書付則(滋賀県土木交通部)
- (9) 一般土木工事等共通仕様書付則(滋賀県企業庁)
- (10) 工事現場における表示施設等の設置基準(案) (滋賀県土木交通部)
- (11) 土木工事施工管理基準及び規格値(案) (国土交通省)
- (12)写真管理基準(案)(国土交通省)
- (13) 近江八幡市道路の掘削及び復旧要綱
- (14) 近江八幡市建設工事執行規則
- (15) 近江八幡市上水道配水管等設計業務委託標準仕様書
- (16)近江八幡市水道工事特記仕様書

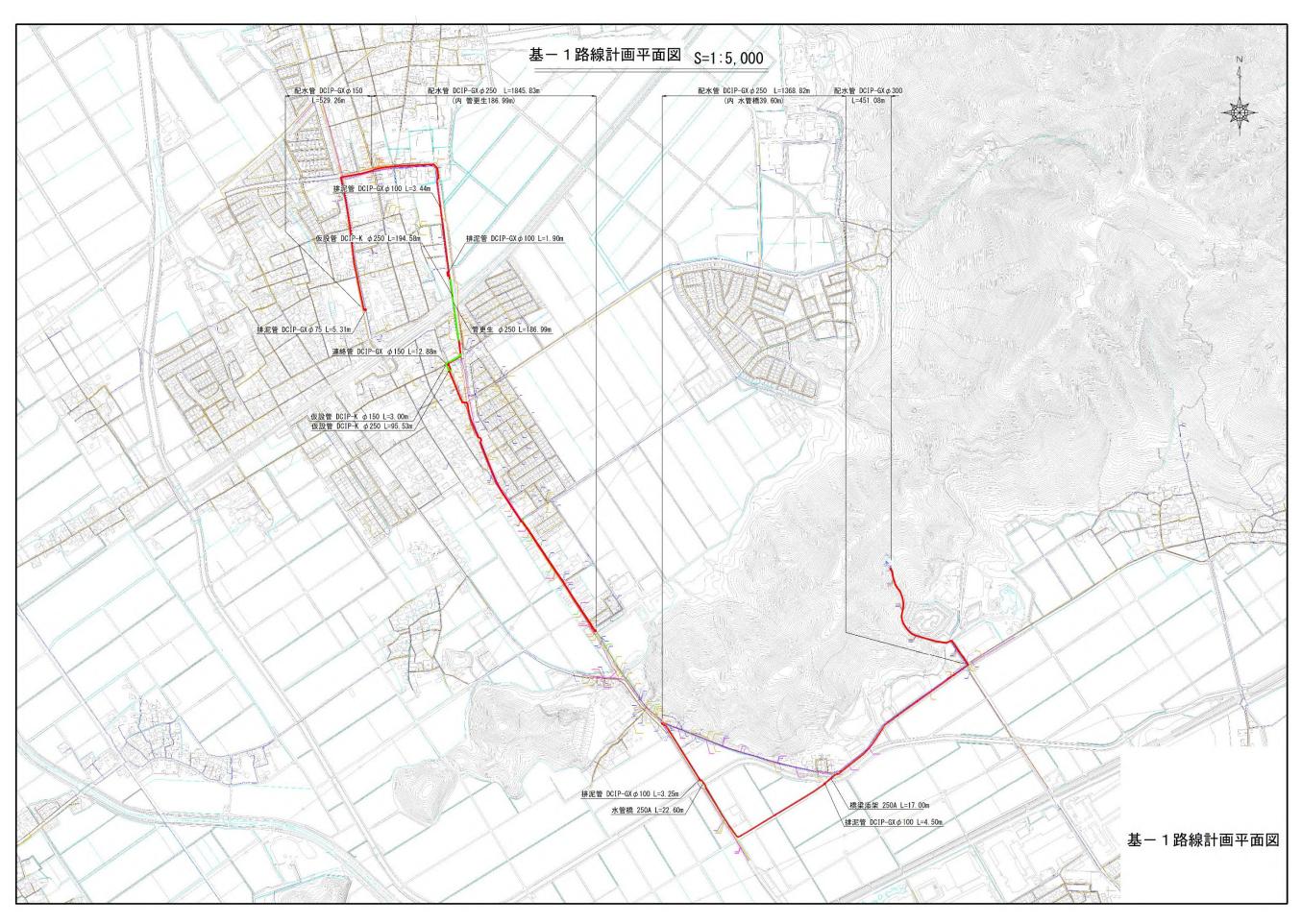
- (17)近江八幡市給水装置工事等設計施工指針
- (18)水道事業実務必携(全国簡易水道協議会)
- (19)国土交通省土木工事積算基準(国土交通省)
- (20) ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書(日本ダクタイル鉄管協会)
- (21)その他関係基準等

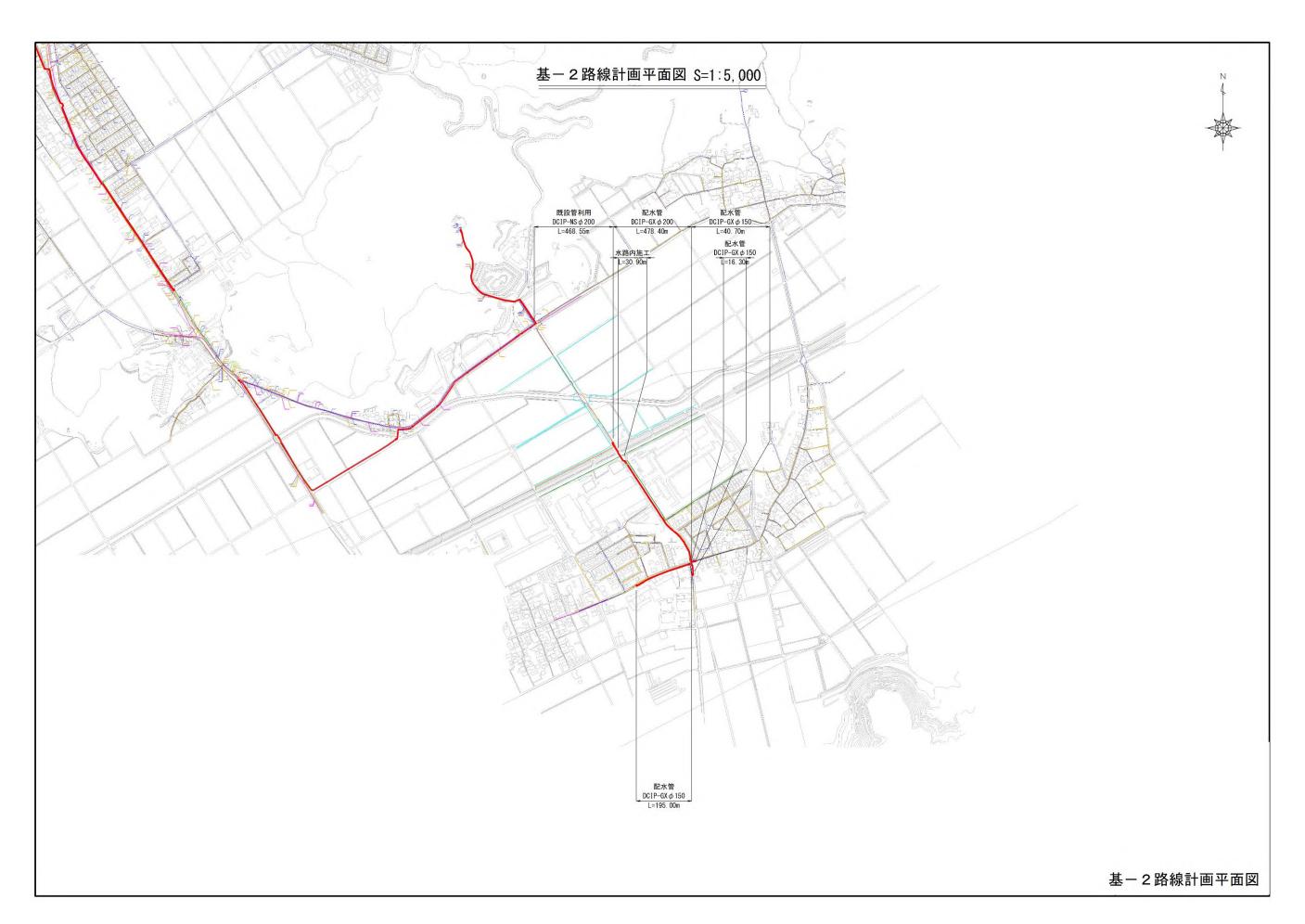
要求水準書 資料集

【資料1】: 本基幹管路の概要を示す図面

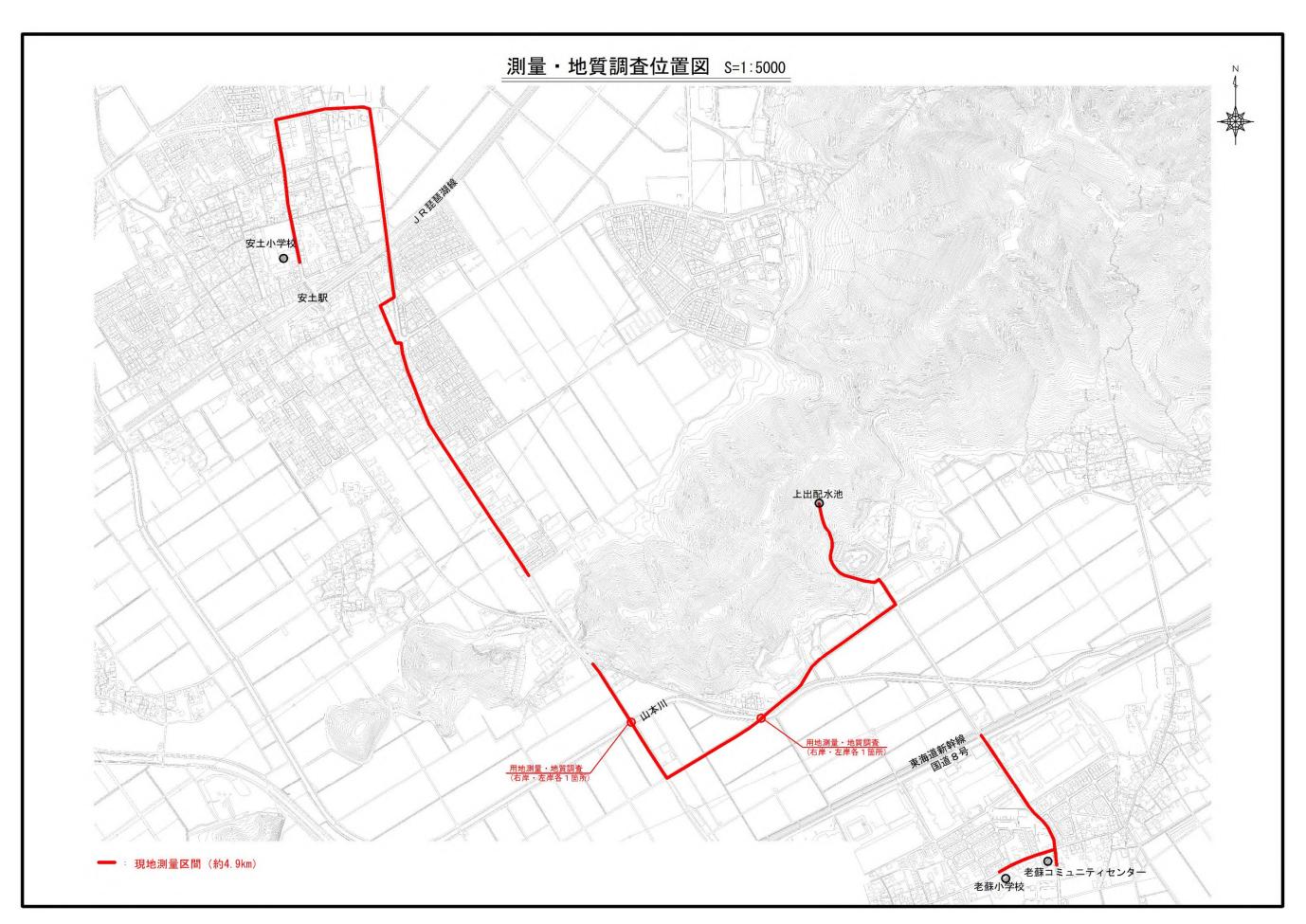
【資料2】: 調査業務の位置図 【資料3】: 完成時の提出書類

【資料1】: 本基幹管路の概要を示す図面





【資料2】:調査業務の位置図



【資料3】: 完成時の提出書類

- (1)完成図書
 - 完成図
 - ② 施工図、見開き製本
 - ③ 工事技術管理報告書
 - ④ 技術管理表
 - ⑤ 出来形管理表、出来形数量、出来形図面、出来形管理書類
 - ⑥ 品質管理表、各種品質管理
 - ⑦ 使用材料納品書
 - ⑧ 構造計算書
 - ⑨ 検査及び引渡性能試験報告書
 - ① CAD データ

(2) その他

- ① 竣工写真(各工事竣工の状況が明確に識別できるもの)
- ② 工事写真(施工中の状況、出来高寸法等判読できるものを含む。)
- ③ 各種証明書
- ④ その他各種届出書及び許可書
- ⑤ その他市が指示するもの(打合せ記録、協議書、目的物引渡書等)
- ※ 市の指示により提出する書類について追加・省略する場合もある。
- ※ 各図書については、図版の大きさ、装丁、提出媒体等については、市の指示 によるものとする。